

摂 津 市 議 会

議会運営委員会記録

令和4年8月31日

摂 津 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和4年8月31日（水） 午前 9時56分 開会
午前11時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦 同局書記 米山大輝

1. 案件

- ・令和4年第3回定例会審議日程及び議事日程について
- ・協議事項について

(午前9時56分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

さて、来る9月5日に開催されます令和4年第3回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、認定案件8件、予算案件5件、人事案件1件、条例案件3件、その他案件1件、合計19件の議案を提出させていただきますと思います。

それぞれの概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は増永委員を指名します。

それでは、第3回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和4年第3回摂津市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第9号は令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件でございます。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告するものでございます。

令和3年度決算に基づく各比率につき

ましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、バー表示としております。

次に、実質公債費比率マイナス1.3%、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担を上回ったためバー表示としており、全ての比率は早期健全化基準を下回っております。

また、水道事業会計及び下水道事業会計では資金不足は発生しておりません。

続きまして、認定第1号から認定第8号までは令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、その他事業会計及び特別会計決算認定の件でございます。

お手元に配付させていただいております令和3年度各会計決算一覧表に基づきご説明させていただきます。

まず、認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額455億2,932万2,484円、歳出決算額448億7,779万3,079円で、歳入歳出差引額は6億5,152万9,405円。翌年度へ繰り越すべき財源が1億1,721万6,000円で、実質収支額は5億3,431万3,405円となっております。

次に、認定第2号、令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額21億1,480万2,000円、支出額18億6,491万5,911円で、差引額は2億4,988万6,089円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額7億4,583万5,000円、支出額16億296万9,960円で、差引額は8億5,713万4,960円の収支不足となっております。

りますが、損益勘定留保資金等で補てんされております。

次に、認定第3号、令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入額36億9,609万6,124円、支出額34億6,833万6,120円で、差引額は2億2,776万円4円の黒字となっております。

資本的収入及び支出は、収入額28億8,016万4,060円、支出額42億9,190万9,855円で、差引額は14億1,174万5,795円の収支不足となっておりますが、損益勘定留保資金等で補てんされております。

次に、認定第4号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額93億2,315万3,808円、歳出決算額93億412万6,058円で、歳入歳出差引額は1,902万7,750円となっております。

次に、認定第5号、令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入の決算額13億8,809万7,320円、歳出決算額2,887万909円で、歳入歳出差引額は13億5,922万6,411円となっております。

次に、認定第6号、令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額、歳出決算額ともに825万5,896円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、認定第7号、令和3年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額71億5,938万3,188円、歳出決算額70億2,099万4,973円で、歳入歳出差引額は1億3,838万8,215円となっております。

次に、認定第8号、令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額13億929万9,666円、歳出決算額12億5,258万4,751円で、歳入歳出差引額は5,671万4,915円となっております。

続きまして、議案第38号は令和4年度摂津市一般会計補正予算第4号でございます。

本件は、現計予算額459億6,938万1,000円に補正額9,785万円を追加し、補正後の予算額を460億6,723万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では財政調整基金繰入金を計上いたしております。歳出では自宅療養者支援委託料を計上いたしております。

次に、議案第39号は令和4年度摂津市一般会計補正予算第5号でございます。

本件は現計予算額460億6,723万1,000円に補正額3億1,658万円を追加し、補正後の予算額を463億8,381万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で普通交付税や前年度繰越金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を減額補正いたしております。

歳出では、民間保育所等物価高騰対策補助金や公共交通機関物価高騰対策補助金、千里丘東54号線道路改良事業における土地購入費などを計上いたしております。

債務負担行為では、建物等総合管理事業ほか3事業を追加し、地方債では臨時財政対策債を変更いたしております。

次に、議案第40号は令和4年度摂津市水道事業会計補正予算第2号でございます。

その内容は、債務負担行為として太中浄水場管理運営事業ほか1事業を追加するものでございます。

次に、議案第41号は令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算第2号でございます。

その内容は、債務負担行為としてガランド水路親水施設管理事業を追加するものでございます。

次に、議案第42号は令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算第1号でございます。

本件は、現計予算額73億3,373万6,000円に補正額1億4,925万2,000円を追加し、補正後の予算額を74億8,298万8,000円とするものでございます。

その内容は、令和3年度決算に伴う精算で、歳入では前年度繰越金などを計上いたしております。歳出では過年度分国庫府費等返還金や一般会計繰出金などを計上いたしております。

次に、議案第43号は公平委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、公平委員会委員の藤本恵子氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第44号は摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の

制限に関する条例制定の件でございます。

本件は、千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

その内容は、再開発1街区及び再開発2街区の区域内においては、風俗営業等の用に供する建築物、納骨堂、葬儀場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス、倉庫業を営む倉庫、畜舎、工場、自動車教習所、危険物の貯蔵または処理に供する建築物等を建築し、または用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならないこととし、あわせて、これに違反した場合における罰則を設けるものでございます。なお、施行日は規則で定める日といたしております。

次に、議案第45号は摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員としている要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を使用する場合には、子の出生日から8週間と6か月を経過する日までに緩和するものでございます。

また、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子の1歳6か月到達日及び子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備を行うものでございます。

そのほか、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するとともに、任期を定めて採用された職員について任期の更新等があった場合の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和4年10月1日といたしております。

次に、議案第46号は摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は非常勤職員の退職手当の支給要件を緩和するため所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤職員の退職手当の支給要件のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上としている要件について、1か月の勤務日数が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上に緩和するものでございます。

なお、施行日は令和4年10月1日といたしております。

最後に、議案第47号は訴えの提起の件でございます。

本件は、本市が管理する水路敷の明け渡しを求め大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提訴の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提訴の趣旨につきましては、相手方に対し、本件水路敷を明け渡し、原状回復するよう求めるとともに、訴訟費用は相手方の負担とする旨の判決を求めるものでござ

います。

訴訟の理由といたしましては、これまで隣接地の所有者である相手方に対し、本件水路敷の不法占拠について是正を求めてまいりましたが、相手方は聞き入れることなく、令和2年5月には、当該隣接土地において、本件水路敷を取り込んで駐車場整備が行われました。

当該水路は、周辺土地の雨水排水機能も有しており、駐車場整備後は周辺の民有地において浸水が発生している状況であることから、本年6月、本市は相手方に対し、本件水路敷の不法占拠物の除却及び原状回復を求める文書を送付いたしました。

しかしながら、現時点においても相手方からこれに応じる意向は示されていないことから、訴えを提起するものでございます。

訴訟遂行の方針でございますが、弁護士を訴訟代理人に選任し訴訟を遂行することとし、訴訟において請求が容認されないときは上訴することとしております。

また、相手方から本市の請求に応じる旨の申出があり、かつ、その履行が見込まれる場合は和解することといたしております。

以上、令和4年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第3回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、審議日程につきまして、会期は9月5日から9月28日までの24日間でございます。

本会議初日の9月5日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、その日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

6日が文教上下水道及び民生常任委員会、7日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、8日が委員会予備日、9日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、7日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

次に、20日が議会運営委員会、22日は本会議で一般質問、26日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となります。

27日及び28日の本会議は役員改選でございます。

また、28日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、第4回定例会の日程を仮決定いただくものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページ目の議事日程につきまして説明申し上げます。

まず、9月5日につきましては、日程1が会期の決定でございます。

日程2は公平委員会委員の選任同意に

ついてで、先ほどの協議会での態度表明をもとに簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程3は認定第1号など15件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、このうち、認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては閉会中の継続審査でございます。

日程4は報告第9号で、報告を受けていただきます。

日程5は議案第38号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程6は議案第47号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

9月22日については一般質問でございます。

9月26日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第39号など、委員会付託案件の7件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

9月27日及び28日については、議会役員の改選です。議事日程につきましては、両日とも常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件としております。

以上が審議日程でございます。

その次に、議案付託表でございますが、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後に所管別分割表につきましては、認定第1号、令和3年度一般会計歳入歳出決算と議案第39号、令和4年度一般会計補正予算第5号について、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上で、事務局案の説明といたします。
○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

暫時休憩します。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

次に、協議事項についてであります。

まず、新型コロナウイルス感染予防対策について協議させていただきます。新型コロナウイルス感染予防対策の資料をご覧ください。

今回の定例会では、現在の状況を鑑みまして、本会議場では、1番目の手指の消毒、マスクの着用から、4番目の議場の常時開放による換気、及び6番目の傍聴者席の減とします。次に、委員会室では、1番目の手指消毒、マスクの着用から、6番目の部ごとのチーム分けの対策を実施したいと考えております。

以上が今回の定例会での感染予防対策案となりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定いたします。

次に、請願・陳情者に対する説明機会の付与についてです。

前回の議会運営委員会におきまして、自民党・市民の会以外の会派につきましては、実施に向けて協議をしていくことに賛成でありました。

前回のご意見などを持ち帰って協議いただいたと思いますので、改めてご意見を伺います。

光好委員。

○光好博幸委員 おはようございます。

自民党・市民の会としては、前回、サン

カクと態度表明をしました。

事務局から請願審査並びに陳情協議案のフロー図も事前にいただきまして、基本的には仕組みをつくっていく方向で議論をしています。

ただ、我々の会派としては、検討していく方向ではいいんですが、会派として中で慎重に議論していく必要があるとしていきます。例えば請願について、現行は紹介議員による趣旨説明ですが、変更案は、紹介議員の記載がないとか。基本的には紹介議員がいて、議員としての役割をしっかりと担う。請願者が趣旨説明するとした場合でも、その紹介議員が横についている、そういった仕組みについて、慎重に詳細を詰めて検討したらいいのではないかという結論です。

以上です。

○村上英明委員長 請願・陳情者への説明機会の付与につきまして、実施に向けて協議をしていくということですね。

改めて、請願・陳情者への説明機会の付与につきまして実施に向けて協議することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

本件は、事前にフロー図を配付させていただいておりますので、事務局より説明を受けた後に各会派より意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

米山副主査。

○米山事務局副主査 請願審査、及び陳情協議の流れ案について、お手元の資料に基づいて説明いたします。

本資料は、請願審査及び陳情協議の現行

の取扱いと請願・陳情者へ説明機会を付与した場合の変更案を示したものです。

まず、請願審査の流れ案について説明します。

現行では、定例会前の議会運営委員会にて扱いを決定いただいております。

その後、本会議で所管の委員会に付託され、委員会において紹介議員による趣旨説明の後、質疑・討論・採決が行われ、採択された場合は執行機関等に送付されます。

変更案は、1点目として趣旨説明の希望確認になります。

議長受理の右下、太枠をご覧ください。

案では、請願書受理後に趣旨説明の希望確認としています。

2点目として、中段、太枠で囲った、付託された委員会についてです。

現行が紹介議員の趣旨説明であるのに対し、案では請願者による趣旨説明としています。

3点目として、下段、太枠で囲った結果についてです。

案では、採択・不採択に関わらず、結果を請願者に通知するとしています。

次に、陳情協議の流れ案について説明します。

現行は、意見書の提出を求める陳情書が提出された後、定例会中の議会運営委員協議会で議案を含めた賛否の態度表明が行われ、本会議に上程するかを決定いただいております。

変更案では、1点目として陳情の締め切りです。

案では、本会議初日前の議会運営委員協議会で陳情者による趣旨説明をしていただくため、陳情者が説明機会を希望する場合はその議会運営委員協議会よりも前に陳情書を提出いただいております。

なお、この締め切りは説明機会を希望する場合のみであり、説明機会を希望しない場合は現行どおり本会議初日までとなります。

2点目として、陳情者の趣旨説明をしていただく場合、案では本会議初日前の議会運営委員協議会で行っていただくとしています。

3点目として、結果について、案では請願と同様に結果を陳情者に通知するとしています。

説明は以上となります。本日はこの変更案の内容についてご協議願います。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、各会派からご意見を願います。

光好委員。

○光好博幸委員 フロー図について確認です。

先ほど発言しましたように、変更案で請願者の趣旨説明とあります。紹介議員がある前提でいいのかどうか、確認をお願いいたします。

○村上英明委員長 米山副主査。

○米山事務局副主査 委員のおっしゃるとおりで、紹介議員がある前提でございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。

増永委員。

○増永和起委員 請願も趣旨説明の希望確認とあります。希望されない場合は今までどおり紹介議員による趣旨説明が行われ、請願者自身がやりたい場合は、この変更案だと思うんです。

結果については、希望の有無に関わらず請願者に通知をするのか、それとも、希望された請願者に通知するのか、伺います。

もう一つは、請願は紹介議員が必ずつき

ますが、請願者による趣旨説明を希望されても、紹介議員も行うと考えられているのか、それともどちらか一方だけなのか、事務局案としてお聞きしたいと思います。

○村上英明委員長 香山主幹。

○香山事務局主幹 まず1点目の結果の通知については、希望する、希望しないに関わらず、通知させていただくと考えております。

2点目については、次回以降、質問時間や出席者の人数などと一緒に、具体的な中身を議論いただこうと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。
西谷委員。

○西谷知美委員 確認です。今回は、このフローに関して事務作業がふえるから職員をふやすことの協議ですか。

○村上英明委員長 いや、人数ではなく、このフロー図で進めていいかの協議となります。

○西谷知美委員 分かりました。

○村上英明委員長 ほか、よろしいでしょうか。

香川副委員長。

○香川良平委員 陳情協議の流れ案についてお聞きします。いつもの意見書と同じと理解しています。現行、議運で賛否の態度表明をするのは、本会議の間に開催される議運だと思うんです。変更案は陳情者の趣旨説明が定例会直前の議運になると理解していいんですか。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 香川副委員長のご質問にお答えします。

例えば、この第3回定例会であれば、今日の議会運営委員会で趣旨説明を行っていただいて、態度表明に関しては、9月2

0日の議会運営委員会でしていただく、としています。

意図としては、初日は聞いていただいて、会派に持ち帰っていただく。そして次の議会運営委員会で態度表明をしていただく流れが一番いいかと思っています。

以上です。

○村上英明委員長 森西議員、どうでしょうか。

○森西正議員 私は、全体的に各委員の質問や事務局の説明等が反映できるものであればいいと思っております。

○村上英明委員長 それでは、今後の流れにつきまして、変更案のとおり決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開します。

本日お配りした資料は、趣旨説明の時間や参加人数など、実施の際に必要な内容となります。各会派へお持ち帰りいただいて、20日の本委員会でご意見を伺いますので、よろしくお願いいたします。

増永委員。

○増永和起委員 今回、流れがフロー図で示されて、今回は具体的な中身に入っていく。説明機会の付与について、各市は条例や要綱といろいろつくられていて、位置づけについても考えないといけないと思います。私が見た中では、西宮市は委員会が認めるとき、奈良市は議会が必要と認めるとき、割と一番新しく説明機会の付与がつくられた甲府市は、市民からの政策提言と受け止めて、提案者が求めるときと書かれています。

具体的な内容も必要ですし、何を根拠にできるのかも、詰めていかないといけない

と思います。ぜひ、これから一緒に協議していけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 事務局としても、条例が要綱かについて、念頭には置いております。ただ、細かい内容を先にご議論いただいて集約したものを、条例や要綱の案にして、最後にご議論していただくことが一番いいかと思っています。以上です。

○村上英明委員長 それでは続きまして、長期欠席に伴う議員報酬の減額についてです。

本件につきましては、提案者である香川副委員長より事前に資料を配付いただいておりますので、説明を受けた後に各会派よりご意見をお願いしたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

香川副委員長。

○香川良平委員 長期欠席における議員報酬の減額、また停止についての説明をさせていただきます。

長期欠席に関しては、前回出させていただいた資料と全く同じものを出させていただきます。

一つの定例会を全て欠席した場合、翌月に支給する議員報酬は支給しない。ただし、公務上の災害、通勤による災害、感染症、出産育児、病気、そのほか議長が認めるものにおいては除く。おおむねそういう流れになります。

そのほかに、議員が逮捕され、身柄を拘束された場合における議員報酬の停止も提案させていただきたいと思っております。

近隣市である寝屋川市において、市議会議員が逮捕される事件がございました。そ

れに伴って、寝屋川市議会では、議員が身柄を拘束されて議会を休んだ場合、議員報酬を停止する条例を可決されました。

こういう事例があり、現在長期欠席における議論をしていますので、議員が逮捕された場合の議員報酬についても一度議論をしたいと思い提案させていただいております。

内容は、議員が逮捕されてから議会を欠席した場合、議員報酬は一旦停止となります。もちろん、不起訴の場合や裁判を経て無罪になった場合は、議員報酬の停止は解除されます。停止された期間の議員報酬は、議員に戻す措置がとれるようにしたいと考えております。

説明としては以上です。

絶対これで進めたいわけではないので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

以上です。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、今回新たに提案がありました、逮捕・勾留に関して、そして従前からの長期欠席に関するご意見を含め、条例に規定すべきか判断するために、今後どういう協議をしていくか、協議事項も含めてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○村上英明委員長 それでは、再開します。

各会派からご意見やご質問を賜りたいと思っております。

香川副委員長。

○香川良平委員 先ほどの提案説明の中で、長期欠席については前回から全く変わっていないと説明をさせていただいたんで

すが、3番の出産について、前回ご意見をいただいたので、育児を追加しています。ここだけ変更点ですので、訂正させていただきます。

○村上英明委員長 では、各委員からご質問やご意見があればお願いします。

光好委員。

○光好博幸委員 それでは、質問させてもらいます。

1点目、案の中で長期欠席は、会議や委員会等に関する欠席と書かれています。我々議員として、義務というか、3月や6月、12月の定例会に出てくる以外にも、議員としての役割があると思うんです。そこには触れずに、この委員会及び会議に対する欠席だけの条例をつくりたいという意図なのか、お願いします。

2点目の逮捕・勾留に関して、引用された寝屋川市の条例に解除とあります。説明にもあったように、冤罪の対応もあると思ひまして、無罪となった場合、解除するとなっており、その解除をもっと詰めたほうがいいと思います。冤罪で拘束されていた期間の報酬をどうするか、丁寧に記載したほうがいいと思うんです。その辺りどう考えておられるか、2点お願いします。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 1点目です。今回の案では、一つの定例会を全て休んだ場合のみ適用としています。年間で定例会は4回あるので、定例会の間をどう考えているのか、という質問だと思います。どういった理由で欠席と扱うのか難しいので、例えば、特別委員会を休んだ場合どうするのかというご質問だと思うんですけれども、それには当てはまらないと思っています。

また、他市の長期欠席の事例を見ると、定例会が一つのベースになっているので、

定例会でいきたいと考えています。

2点目の逮捕・勾留についてです。

無罪や不起訴になった場合は、解除します。停止してから解除となるので、言葉としては、適正かと思っています。

無罪になった場合、停止の間の報酬は、もちろん返してあげるべきだと思っています。

○村上英明委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。まず、長期欠席は、定例会をベースにと理解しました。

例えば3月は欠席して、4月・5月と定例会がなかったら、3月はもらえないけど、4月・5月はもらえる。6月にまた欠席したら6月がなくなって、7月はもらえると考えるのか。考え方について、お聞かせいただきたいと思います。

2点目の解除は、詳細を詰めていけばいいと思います。考え方として、冤罪だったと無罪が証明できたら、さかのぼって停止された分を全て支給してもらえんという理解でいいですか。

○村上英明委員長 香川副委員長。

○香川良平委員 さっきの質問で3月が長期欠席の場合は、4月の報酬が止まり、以降の議員報酬は支給しない。ただし、6月は定例会がありますので、参加されたら支給するとなります。

逮捕・勾留の考え方として、無罪になった場合は解除しますので、長期間にわたって停止されていても、さかのぼって返すという考えです。

○村上英明委員長 ほかの委員の皆様、いいですか。

増永委員。

○増永和起委員 今まで引き続き議論してきた長期欠席について、前回は出産だ

けだったが、今回は育児を入れたというお話でした。

前回も介護や看護等いろいろあるが、そのときはどうするのか、という話も出ていたと思うんです。

摂津市議会会議規則の中に、議員は、公務・疾病・育児・看護・介護、配偶者の出産補助、または、その他やむを得ないときは議長に届け出なければならない。そのときは、欠席しても仕方がないとなっていると思うんです。

この中で今回育児は入ったんですが、介護や看護は入れていない。どういう理由で仕訳をされたのか。会議規則との整合性をどう考えておられるのかが、1点目です。

それから、3月の定例会を全部休むとすると、3月最終日の翌月から支給停止となります。資料に「当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降に支給する議員報酬は支給しない」とあり、3月は支給されて4月から後はずっと支給されないことになる。

議員は定例会に義務として出ないといけない。定例会を欠席しているけど、その日数を削減するのではなく、そこから後の議員報酬をずうっと出さない、この考え方というか根拠について、お聞きします。これは、2点目です。

それから、新しく出された逮捕・勾留です。こちらの方が早く話が進むと考えられていると思いますが、いろいろと問題があると思うんです。これは長期欠席と反対に、逮捕・勾留によって議会や会議に出られなかった分を払わないということでしょう。

長期欠席は会議が終わった翌月の分から払わない。逮捕・拘留は会議に出られなかった分を払わない。この考え方を整理していただきたい。そもそも、この新しく出

された逮捕・拘留は、摂津市議会の条例の一部を改正する条例とあり、市議会の条例何条中と書いてあるんですけど、どこにどう入るのが全然分からない。摂津市議会の議員報酬に関する条例の一部改正であれば、ちゃんと今の条例を踏まえてここに入るという形で出してもらわないと、分かりにくいと思いました。提案するときは、そういう形でお願いしたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 4点あったと思います。

香川委員。

○香川良平委員 1点目です。前回から変更して育児を追記しましたが、ご意見で出ました介護や看護をなぜ入れないのかという質問でした。

出産と育児はセットと考えており、介護・看護に関しては、入れるべきという結論に至りませんでした。

これも進めていく中で入れるべきであれば考えていきたいと思っています。

2点目の、長期欠席における議員報酬は3月の定例会をすべて休んだ場合、4月からの議員報酬は支給しない。3月に1か月休んだら、1か月分を停止するのは分かるけど、それ以降も支給しないのは、どういう根拠かという質問だと思います。根拠といわれたら、少し弱いですが、東京都議会や大阪府議会、大阪市議会の内容とほとんど同じ内容を提案させていただいており、他市における事例を根拠としています。

3点目、逮捕・勾留において会議に出なかった分だけの報酬を停止するのかです。これについては、逮捕されたことによって定例会を休む、そして報酬は継続的に停止すると理解しています。

だから、会議を1か月休んだから1か月

分だけ停止するという考えはないです。

4点目、第何条について、ちゃんと書いておくようにというご指摘と思います。

ご指摘のとおり、次回以降に提案する場合、しっかりとした条例の紐づけをやっていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 東京都議会などの事例を参考にされたと。東京都議会では、都議会のあり方検討会を開催しておられて、各会派から代表の議員13名が集まって話し合いをされていると記録がありました。

私が今持ってきたのは、記録第3号で、参考人を招致してヒアリングをされたとあります。地方議会総合研究所代表取締役で明治大学政治経済学部の講師をされている廣瀬和彦氏を招いて、議員報酬とはどういうものかについて講習を受け、議員も質問をし、その中でどう考えたらいいのかについて勉強された。こうした勉強の上に東京都議会の条例がつくられたと思うんです。

もちろん、先生がおっしゃったことを全面的に入れられたかどうかは、東京都議会での議論ですので、そうではない部分もあるかもしれないです。

先生がおっしゃっているのは、議員の報酬とは、議会活動と議員活動に対してかけられている。それ以外に政務活動と政党活動をやっていく中で、どこに報酬が充てられているか。議会活動・議員活動について削減となったとき、議会活動は議会に出た場合だからはっきり分かる。議員活動を削減の対象とすると、客観的にどう計算するのか、非常に難しい問題があるとおっしゃっているんです。

なので、議会に出なかったことに対して

削減をする。これは支払われるべき役務を提供していないので理解できるけれども、それ以外に広げるのは非常に危険なのでお考えになったほうがいいと書かれています。こういうことも勉強した上で、東京都議会は考えていったと思うんです。

違う部分もこの議論の上に立っているから、一定説明ができるようになるんじゃないかと思うんです。

また、逮捕・拘留は、拘束をされた日数に応じて報酬を出さないことが分かりやすいと書いてあり、議会に出た・出ないに関係なく、拘束をされていて出られない状況がある。議会活動や議員活動をしようと思ってもできない日数がある。これに対して報酬を出さないのが妥当じゃないか、と先生は話されています。

この先生がおっしゃることが100パーセントかどうかは別です。今回この逮捕・拘留と、長期欠席は非常に考え方が難しい問題だと思うので、前にもお話をしましたが、今、摂津市で何か事件が起きてすぐに市民に答えを出さなアカン状況ではないです。勉強会をするとか、しっかり考えていくことが必要ではないかと思います。何か事件が起こる度に追加するよりも、きちんと政治倫理条例、もしくは摂津市議会の議会基本条例をつくっていくという方向の中で、議員の報酬削減や長期欠席した場合、逮捕・拘留があった場合、どうするかも含めて考えていく。もう少し長いスタンスで、摂津市の基本条例をつくる中の一歩として考えることを私は提案したいと思います。

○村上英明委員長 では、今の増永委員の提案について何かありますか。

香川委員。

○香川良平委員 ご意見とご指摘、ありが

とうございます。

おっしゃることは私も思うところもありますので、勉強会をすること、一度検討させていただけたらと思います。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 光好委員や増永委員がおっしゃられたように、シンプルな問題ではないです。今回、寝屋川市で逮捕・勾留される事件があって出されてきたと思います。高槻市は令和2年に逮捕に関する条例をつくられていたもので、例えば、今起きたから急ぎつくった自治体よりも、その前につくられた自治体で、なぜこれがつけられたかを確認する。その上で、議論を深めれば良いと考えます。

市民感情で、逮捕・勾留されているのに報酬が出るのかと意見が出ると思うんです。増永委員がおっしゃるように、議会に出るだけじゃなく、普段からいろいろ活動はあるので、シンプルに逮捕・勾留されたから停止ではなく、議員活動そのものを鑑みたくて条例はつくるべきかだと思います。

以上です。

○村上英明委員長 ご意見でよろしいですね。

西谷委員。

○西谷知美委員 意見です。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

今後の進め方につきまして、議長団と委員長団で協議をさせていただくことも含め、今後の継続の議題とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をします。

次に、個人情報保護法の改正についてです。

本件につきましては、事務局から概略説明を受けた後、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会でご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について説明させていただきます。

まず、資料1の1ページをご覧ください。

今回の個人情報保護法の見直しでは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三つの法律が一つの法律に統合する改正が行われ、地方公共団体の機関等に係る施行は令和5年4月1日となります。

それに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなりました。

次に、資料3ページをご覧ください。

見直し後の新個人情報保護法では、条文中の地方公共団体の機関において議会を除くことが明記されました。以前より個人情報保護法の対象となっていなかった国会や裁判所と同様に、議会においても自律的な対応の下、個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいとされたことから、議会を適用除外とされたものでございます。

このため、独自で個人情報保護条例を規定していない議会につきましては、議会における個人情報保護されないこととなります。これについては、議会も個人情報

の適正な取り扱いを行う責務があることから、本市議会においても議会独自の個人情報保護条例の制定が必要となるものでございます。

次に、資料2のスケジュール案をご覧ください。

改正後の個人情報保護法につきましては、先ほどご説明したとおり、地方公共団体に係る施行が令和5年4月1日に予定されていることから、本年度中に議会独自の個人情報保護条例の制定が必要になります。

このため、令和5年第1回定例会での上程に向けたスケジュール案を作成しております。

まず、本日の議会運営委員会では、全国市議会議長会から提示されている条例(例)をお配りし、趣旨説明をさせていただきます。その内容を各会派へお持ち帰りいただき、次回、9月20日の議会運営委員会でご意見をお聞きする予定をしております。

そして、10月に議会運営委員会を開催いただき、役選後の委員に対して改めて説明をさせていただきます。

その後、執行部と調整を行って条例案を作成し、第4回定例会前の議会運営委員会でご説明させていただきます。

なお、議会独自の個人情報保護条例につきましては、漏洩等に係る罰則規定が必要になります。この罰則規定を定めるに当たり、地方検察庁との協議が必要になるため、12月上旬に地方検察庁へ条例案を送付する予定をしております。

地方検察庁の審査は、約2か月の期間が必要と確認しているため、審査期間を2月上旬までとさせていただいております。

地方検察庁の審査が終わりましたら、第1回定例会で議会議案として条例案を上

程いただく予定としております。

スケジュール案につきましては以上となります。

次に、資料3、条例(例)につきまして主な部分を説明させていただきます。

まず、この条例の対象となるものについて説明させていただきます。

議員が作成、取得した個人情報につきましては、この条例の対象外となります。これは、議員の職務の範囲は広範かつ公正、法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、または取得した個人情報を保有個人情報に含めると、過度に広範な規制となる恐れがあるとされているからです。

しかしながら、議員からの依頼により事務局職員が作成したものにつきましては、この条例の対象となるためご注意くださいようお願いいたします。

次に、罰則規定の対象者について説明させていただきます。

罰則規定につきまして、議員は罰則の対象外となります。理由は、議会における議員の自由な発言の保障は必要性が高いこと、地方議会議員に対し発言について罰則を設けることは萎縮効果を生じる恐れがあることなどでございます。

ただし、何の責務もないわけではなく、議会としての責務の規定や機関としての議会の義務が条例に規定されているので、議会の構成員たる議員として、条例に規定される個人情報の規律を順守する責務はあるとされております。

その他、議会独自の条例案の作成につきましては、この条例(例)をベースに作成を進め、文言や体裁などについては市の法規作成上のルールに従って修正をさせていただきます。

以上、新個人情報保護法施行に伴う議会

の個人情報保護の対応についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。
質問などがあればお受けいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 今日の説明を受けて会派に持ち帰るにあたり、ポイントとして何を議論していきたいのか、お願いします。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 今日、各会派に持ち帰っていただきたいのは、まず、この個人情報についての動きを全議員に周知いただくこと、そして、議会独自で個人情報の条例を持たなくてはならないことを共有していただくことです。

今日お示しているのは、全国市議会議長会からいただいた、一般的な条例案です。摂津市の条例案ではなく、参考に見ていただくためにお配りしています。今後はスケジュールにあるように、理事者側の個人情報保護条例と、議会が今後つくっていく個人情報保護条例で、齟齬が出ないよう調整しながら、途中の経過も含めて、最終は議会運営委員会で事務局から説明させていただきたいと考えています。

○村上英明委員長 ほか、ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、以上で質問を終わります。

本件は、先ほど事務局からありましたとおり、各会派へお持ち帰りいただいて、20日の本委員会で協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、南野議長より事前に発言の申し出を受けておりますので、発言を許可します。

南野議長。

○南野直司議長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

8月22日の幹事長会終了後に、議員が提出者となる決議あるいは動議の取り扱いについて、各幹事長より様々な意見を伺いました。

その中で、現在スムーズな議会運営をしていく中で、議会議案の提出を本会議の初日と設定されています。決議あるいは動議も、この初日に合わせたらどうかと意見をいただきました。

一方、緊急に出さなあかん決議・動議もあると思うんです。ただ、緊急の提出にしても、せめて本会議の最終日の前日までに出してほしいという意見もありました。議会運営委員会で、賛成の立場、あるいは反対の立場で、しっかりご意見を出し合うことも必要やと私は思います。議会運営委員会で、取り扱いについて議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○村上英明委員長 ただいま、南野議長から決議・動議に関する発言がございました。

つきましては、本市議会での取り扱いについて確認をさせていただきます。

本市議会として、議会議案の提出締切日を本会議初日に設定して運用してまいりました。また、円滑な議会運営を図る観点から、決議・動議の提出締切日につきましても、先ほど議長からありましたとおり、原則は議会議案の提出締切日として今後も運用していくべきと考えております。

なお、緊急を要する決議・動議につきましては、提出締切日を設定することは困難と認識できますので、定例会の開会中であれば提出できると法律ではなっております。

ただ、議論を行うため、緊急を要する決議・動議につきましても、遅くとも本会議最終日の前日までに、原則提出していただ

きたいと考えております。この場合は、翌日の本会議開会前に議会運営委員会を開会し協議を行った上で、本会議で取り扱う運用を行いたいと思います。

この運用につきまして、ご意見ございますでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 今のお話は、心がけるべき当たり前のことだと思います。本当に緊急でしか出せない場合以外は、できる限り議会議案の締め切りを守って出すことが、スムーズな議会運営という意味からも、出された議案について、しっかりと議論できることを保障するためにも必要だと思います。

それでも緊急動議が出されることはあると思うので、今おっしゃったように、できるだけ前日までに出すことをみんなで守っていく。本当に最終日に、採決前にどうしても出さなアカンことも起こり得るかもしれません。それは本当に最終の最終であって、みんなで原則をできるだけ守っていくことについて、日本共産党としては一緒にそうしていきたいと思っております。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、円滑な議会運営を図る観点から、先ほど申し上げた運用と決定させていただきます。

以上で本委員会を閉会します。

(午前11時52分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村 上 英 明

議会運営委員 増 永 和 起